

●香川県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録に伴う地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の3分の1の数（その者の総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その者の総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。）は、次のとおりである。

令和5年2月3日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

50分の1の数	16,120人
3分の1の数	200,746人
県議会議員各選挙区における3分の1の数	
高松市選挙区	118,440人
丸亀市選挙区	30,696人
坂出市選挙区	19,309人
善通寺市選挙区	8,690人
観音寺市選挙区	16,291人
さぬき市選挙区	13,380人
東かがわ市選挙区	8,468人
三豊市選挙区	17,676人
小豆郡選挙区	7,856人
木田郡選挙区	7,648人
綾歌郡選挙区	6,622人
仲多度郡第一選挙区	7,453人
仲多度郡第二選挙区	6,129人